

令和元年第6回玉城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月5日(木)
2. 招集の場所 玉城町議会本会議場
3. 開 議 令和元年12月10日(火)(午前9時00分)
4. 出席議員 1番 福田 泰生 2番 渡邊 昌行 3番 谷口 和也
4番 津田久美子 5番 前川さおり 6番 山路 善己
7番 中西 友子 8番 北 守 9番 坪井 信義
10番 奥川 直人 11番 山口 和宏 12番 風口 尚
13番 小林 豊

5. 欠席議員 なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	東 博明	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優
保健福祉課長	藤川 健	産業振興課長	西野 公啓	建設課長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
生涯教育課長	平生 公一	地域づくり推進室長	里中 和樹	防災対策室長	山口 成人
生活環境室長	見並 智俊	地域共生室長	奥野 良子		

7. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 川口 文香 同 書 記 上村 文彦

8. 議事日程(質疑)

- 第 1 会議録署名議員の指名 7番 中西 友子 君
8番 北 守 君
- 第 2 議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定について(質疑)
- 第 3 議案第82号 玉城町育英基金条例の制定について(質疑)
- 第 4 議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定について(質疑)
- 第 5 議案第84号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第 6 議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について(質疑)

- 第 7 議案第 8 6 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 8 議案第 8 7 号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 9 議案第 8 8 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 1 0 議案第 8 9 号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 1 1 議案第 9 0 号 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 1 2 議案第 9 1 号 令和元(2019)年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 1 3 議案第 9 2 号 令和元(2019)年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 1 4 議案第 9 3 号 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 1 5 議案第 9 4 号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 1 6 議案第 9 5 号 令和元(2019)年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）（質疑）
- 第 1 7 議案第 9 6 号 令和元(2019)年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 1 8 議案第 9 7 号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（質疑）

（午前 9 時 00 分 開会）

◎開会

○議長（山口 和宏）

只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第 6 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

議事に入る前ですが、山路議員より 12 月 6 日の、一般質問における発言について、会議規則第 6 4 条の規定によって、「誤解を招くおそれのある表現が含まれている」との理由により、お手元にお配りしました発言取消申出書の口述録に記載したアンダーライン部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、山路議員からの発言取消の申し出を許可することに決定しました。

ここで、山路議員の発言を許します。

○議長(山口 和宏) 6番 山路 善己 君

○6番(山路 善己) 知事との1対1対談の中の交流人口に関する質問で誤解を招くおそれのある発言の取り消しをさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長(山口 和宏) それでは、ただいまから議事に入ります。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

○議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

7番 中西 友子 君

8番 北 守 君

の2名を指名します。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第2 議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

○議長(山口 和宏) 8番 北 守君

○8番(北 守) 玉城町奨学金支給条例の制定ということで今回提案されたわけですが、年額6万円、給付型の支給と聞いておるわけなんです。以前、清水正一郎奨学金というのがあったということで、今回の支給条例との違いというのがあるのか、金額面、条件面での違いがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長(山口 和宏) 教育委員会事務局長 中西豊君

○教育委員会事務局長(中西 豊) 清水正一郎奨学金の場合、年額12万円、月額1万円ということで、今回制定するのは年額6万円、月額が5千円ということになります。条件面としては大きく変わるものではございません。同じく経済的に就学したいけれども困難な家庭というところでございます。以上です。

○議長(山口 和宏) 8番 北 守君

○8番(北 守) 清水正一郎奨学金について年額12万円、月額1万円ということで、今回制定するのは年額6万円、月額が5千円と出ているわけなんです。次に 第4条の奨学生の選考委員の構成というところがあります。その中に町職員

を入れているというのが私の気持ちの中で違和感があるんですけど、どういう職員を想定されているのか、もしくは町職員という表現よりもむしろその後の(4)に出てくるんですけども、その他教育委員会が必要と認める者ということで代用できないのかどうか。この町職員の方をどの程度想定されているのかお聞きします。

○議長(山口 和宏) 教育委員会事務局長 中西豊君

○教育委員会事務局長(中西 豊) まず奨学生の選考につきましては第3条で資格といたしまして、高等学校等に在籍していること、それから保護者等が玉城町在住であること、経済的理由、学業、性行が良好であることというあたりを規定しておるわけですけども、前段の2つ、学校の在籍、それから保護者が町内在中というところはもう自明の理であることから選考の肝となるのが経済的理由、学業、性行ということになります。生徒の学業というのは成績証明なり、選考委員の中にも中学校長、あるいは教育長、教育委員がはいつとるなかで判断をしていただく。生徒の性行につきましても教育委員さんなりの人生経験豊富なところで吟味をしていただくというところがございます。経済的理由となりますと一番詳しいものが町職員ということになります。逆にこちらの条件が必須であるというあたりから町職員を敢えて入れさせていただいております。単純に所得住民課というあたりでは税務住民課になりますが、家庭環境も含めたところとなりますと保健福祉課の職員がより相当すると考えております。

○議長(山口 和宏) 8番 北 守君

○8番(北 守) いろいろと教育委員会規則のなかで、基準についてうたわれてくるんじゃないかと思えます。町職員ということで3号に規定するような文言は保健福祉課でそういう家庭状況がお分かりになる方を委員として構成していきたいとこういうことで理解させていただきました。

それから、基金条例の制定については依然わたしも玉城町が基金条例持っていないので、青少年の育成ということを含めて新設をと質問したことがあったわけなんですけど、今回ひとつのステップにしまして、玉城町奨学金支給条例を範囲拡大、清水正一郎奨学金のように12万円にするとか、あるいは高等学校までの支給ということで、目的1条には書いてあるんですけど、たとえば卒業後もなんとかするか広げていく考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長(山口 和宏) 教育委員会事務局長 中西豊君

○教育委員会事務局長(中西 豊) まず金額面の拡大というところがございます。県内各市町の状況をつぶさに監察いたしました。特定の出資者がある場合はその方の意向が反映されるわけですけど、一般に地方自治体が奨学金として設ける場合は5千円前後が給付型でよくあるパターンで、1万円、2万円となりますと貸与型に変わってきます。私どもの考えとしましても必ずしも大きな金額を給付してしまうのがよいのか、学業に対する真摯な態度という意味では返済という義務も負うって

ただいたほうがいいのではないかというところもございますので、今のところ給付型としましては月額5千円と考えております。それから大学等への拡大ということでございます。まず進学率という観点からみますと、高校へはほぼ100%進学されると。大学、専門学校は概ね50%前後と認識しておるんですけど。この進学状況を鑑みたくえで状況みながら将来的に考えていきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3 議案第82号 玉城町育英基金条例の制定についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4 議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5 議案第84号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第6 議案第85号 町長、副町長及び教育長の給

料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第7 議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第8 議案第87号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第9 議案第88号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第10 議案第89号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第3号) ないし、日程第18 議案第97号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題にします。

これから質疑を行います。後日、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行い

たいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑は一括上程されました議案第89号ないし、議案第97号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。

8番 北 守 君

○8番(北 守) 議案第89号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第3号) 2款 総務費 2項 徴税費 2目 賦課徴収費 23節 償還金利子及び割引料、この中で過誤納還付金について質問したいと思います。町長提案でいきますと町内企業の決算額の確定に伴い過誤納還付金を増額しているとあります。今回の補正は1,500万円の追加補正であります。当初予算につきましては300万円、9月で150万円、合計1,950万円の予算となっておりますが、まず1点目お伺いしたいのが町内企業の決算の確定ということで町長から説明をいただいたんですけど、これは9月決算の企業のことだけを指しているのではないかと思うのですが、これからおそらく3月決算とか2月決算とかいう会社があると思うのですが、更に還付金が発生するおそれが生じるのではないかと、これについてどういうふうになるのかなということがまず1点と。企業の還付金が増えるということは、法人町民税もそれだけ減少するということにもなりますので、景気の動向がすごく気になるわけですが、担当部署としましては、どのようにお考えなのかその点お聞きしたいと思います。

○議長(山口 和宏) 税務住民課長 田村 優 君

○税務住民課長(田村 優) 北議員お尋ねの今後の過誤納還付金の発生でございますが、今後につきましては現年度の中で調定減をいたしますので還付加算金については発生いたしません。

今後の町内の法人の見込みでございますけれども、これにつきましては現段階で約2割程度、法人町民税減少しておりますが、このままの推移で考えております。

○議長(山口 和宏) 8番 北 守君

○8番(北 守) 還付加算金は今後法人調定のなかで調整がきくということでお聞きしました。世界的にも皆さんご存じのようにやっぱり米中の関係がありまして経費の減速は波を受け取るわけなんですけど、町内でどういう企業が減速傾向にあるのかということ。どう推測されているのかということ。まず1点お聞きしたいのと、企業の景気によって法人町民税の落ち込みというのが、2割程減収になるというお話でしたが、今後法人町民税の減額補正があるのか。例えば、当初は3億500万あまりの計上がありましたけど、その後補正も一切されておられませんので、今後と

いうことは3月しかないのですが、補正はあるのかどうか、お聞きします。

○議長（山口 和宏）町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一）今、北議員のほうから、どんな企業はどうか企業の内容のお話でしたが、今この段階でどんな企業はどうかのというようなことは、なかなか確定して申し上げぬくい。いろんな支障がございますといけませんので、ご了承いただきたい。

○議長（山口 和宏）8番 北 守君

○8番（北 守）今の法人町民税が3月で補正されるのかどうか、答えが返ってこないもので。

○議長（山口 和宏）税務住民課長 田村 優 君

○税務住民課長（田村 優）今後につきましては3月補正によりまして減額の予定でございます。

○議長（山口 和宏）8番 北 守君

○8番（北 守）続きまして、議案第97号 令和元年度 玉城町下水道事業会計補正予算第2号、資本的収入及び支出の1款 資本的収入について、町長提案でいきますと水道移設補償費算定に誤りが生じたということで、違算額に関係する国庫交付金の一般会計への返還というところで質問したいと思っておりますけど、国庫の交付金の世界資本整備総合交付金という交付金が下水道のなかにあるわけなんですけど、ここは玉城町の見解と会計検査員の見解が異なったために返還が生じたのかどうか、その点お伺いしたいのと……

○議長（山口 和宏）北議員、ちょっとずれてます、それにそれはもう説明済みです。

他にありませんか。

10番 奥川 直人君

○11番（奥川 直人）議案第89号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第3号)の消防費についてお伺いしたいと思いますけど、避難所運営の充実に向けた資材配備のほか、防災倉庫の設置にかかる経費を新規計上していると、方針がだされておるわけですが、避難所運営の中で避難所はおそらく6か所と認識していますが、いろんな災害が起こるなかで利用率がどれくらいなんかなど。整備をするものの、そこへどれくらいの人が避難されるのか。そしてその中には避難できない人もいるし、要配慮必要な人もいます。町として指定した避難所以外も配慮しているのか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏）防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長（山口 成人）避難所におきましては、6か所というお話をいただいたんですけど、中学校も新たに加わっておりますので7か所となっております。整備いたします備品、消耗品等につきましては現在まだ充足しておらん状況ですので、

避難所へ現在補充している状況でございます。自治区におきましては町補助金の中で自治区自主防災組織2分の1の中で充実を図っていただいている状況でございますけど、今後この点につきましては考えていく必要がある部分かというふうに考えております。現状は事前自首避難という形まず保健福祉会館と中央公民館のほうを最初に開設をしております。そのい状況としましては、その時々台風等の状況によっても異なりますが、だいたい保健福祉会館におきましては20名から30名程度の方がここ最近、避難されてくる状況となっております。中央公民館におきましては10名程度くるかこないかという状況でございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川 直人君

○10番（奥川 直人） 私、利用率を聞いています。7か所のところに今回充実をしたり、運営も含めていろんなことをされるわけですけど、そういったものの資材配備も含めてどれくらいの人を想定しているか。現実はいくらだと、例えば大水が出たとか、水害のときはこれくらいだと、これは明らかに今までの実績ですやんか。今後のことを含めて投資をされるわけですから、資機材整備をね。そういった時にどれほどのことを想定をして、どれほどのことをやらねばならないのか。先ほど申しましたように、そこへ来れない人も当然出てくるだろう。そういうことも当然想定されとると思いますよ。でないとういう避難所運営とかはできないはずですから。それと要配慮者の方も見える。そういった方を含めてどういう想定をしてるんかとどういう想定をしてこの事業をしようとしてるんかということをお聞きしたい。答弁もらってないので。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長（山口 成人） まず、要配慮者の方につきまして町のほうといたしましては保健福祉会館のほうを福祉避難所の扱いで運営していく必要があると考えております。ただ、どうしても対応できない状況になってくるかと思っております。そのためには現在2箇所と福祉避難所の協定を結んでいる中で、まず、そちらのほうへ避難という形で考えております。あと、各小学校におきまして校舎の利用で、その中で要配慮者の方の部屋を作る必要もあるかと思うのですが、なかなか現状で消耗品等またベット等につきましては整備できていない状況で今後追加していく必要もあると思います。そういった方の避難につきましては、これは津田議員の質問にもございましたが、まず、個別の避難計画も必要になってくるかと思うんですが、まだ現状対応ができていない状況、一部の自治区におかれましては地域の中で自主防災組織の中で要支援者の把握もしてもらって、そういった方の避難の誘導もしていただいとると。先も申し上げました、さあその人がどこへ行くんや、先の場所につきましては、すべての町内の方がもし見えた場合、不足している状況だと認識してます。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時30分 再開)

○議長(山口 和宏) 防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長(山口 成人) 被害想定につきましては、南海トラフの段階で予定の避難者としましては、過去最大クラスで1,100名の予定になっております。これらが分散されるという形になってくるんですが、その中で町としまして、備蓄食料におきましては、最終的な目標としましては、現在のところ22,620食分配備する予定でございます。そちらにつきましては、今年度も整備しておきまして、11,000食程度の年度末の備蓄状況という形になっております。来年度以降5年の計画で、整備をしている状況でございます。また、その他び資機材におきましては、すべて不足おるような状況の中で順次各避難所にむけて補充しておるような状況で、何がいくついるんやというような形につきましては、今のところ、それぞれにあったような形で現在、整備を進めている状況ということでご理解いただければと思います。

○議長(山口 和宏) 10番 奥川 直人君

○10番(奥川 直人) まだ現状これから充実していくということですけど、来れない人は想定しているのか、これ先ほど質問したんですけど。洪水とかで、そこへ来れない人は何人くらいおるんやろかということはお考えでないのかどうか。

○議長(山口 和宏) 防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長(山口 成人) 来れない方について、何名程度おるんやという想定のほうは現在できておりません。避難所に来れない方をいかにこちらのほうで把握して物資を届ける必要があるかという形で考えておるんですけど、避難所が避難という部分についてのお話やというふうに感じているんですけど、当初1,100名の中としましては400名程度が車中避難や軒下避難の方がみえると考えています。

(奥川委員 「そうしたら、15,000人おって他の人は避難せんでもいい人ばかなん」
の声)

○議長(山口 和宏) 暫時休憩します。

(午前9時36分休憩)

(午前9時41分再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長(山口 成人) 災害想定なんですけども、過去最大クラスの想定としまして震度6強、全棟消失という家屋の被害につきましては約400棟、死者数として、約20名、避難者につきましては1日1,100名、うち避難所避難として400名一か月後、避難者が5,600名、うち避難所避難としまして約3,900名、停電件数等については直後で8,300件、上水道の断水及び下水道の機能障害につきましては、地震発生直後100%、16,000人、帰宅困難者2,700名と想定するが、これ、26年の三重県の想定なんですけども、こちらのほうを利用して進めている途中でございます。

す。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川 直人君

○10番（奥川 直人） 防災計画の中に出ております。震度の問題とかね、あと、避難者の数がどんどん増えてくるお話を聞いたんですけども、私がもう一つ聞いたかったんは、自主避難所の役割、これ少しお話ありましたけども、要配慮者の方とか、もしくは避難所まで行くのは危険だということも可能性はあるわけでありまして、そういったときに自主避難所に対する支援というのが、まさに今やっております公共でやっております7か所の避難所、同等だという見方をすべきだと思うんです。町の避難所へ来ることができない人というのはせめて地域の自主避難所を設けて、その充実を図るということも非常に大事なことで、これは今室長が、総務課長が進められておりますような避難所運営と並行してやっていく必要があるんで、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長（山口 成人） 当然どこに避難されても、住民の方に変わりございませんで、自主避難所に避難された方にも支援のほうはしていかなければならないと考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川 直人君

○10番（奥川 直人） 今回の計画の中で施策の中で補正の中で充実をしていくということであれば平行してしていく必要があるんですけども、自主避難所の充実については、先ほど2分の1とかいう話もありましたけど、補助をしていくということではありますが、具体的にこの予算も含めて、来年度の予算も含めてどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口 成人 君

○防災対策室長（山口 成人） 今回の予算におきましては、まず、指定避難所の支援ということで予定をしております。来年度以降、自主防災組織の施設の整備の補助金を見直しまして、今現在見直しをかけております。その中で各自主防災組織のほうの地域への整備の補助をしていく必要があるということで、4月以降見直しをかけて、進めてまいりたいということでございます。その中で実際、災害等おきて不足するものにつきましては町の備蓄品、また後、物資で来るようなものにつきまして、自主避難所へ供給していく必要は当然あると考えております。

○議長（山口 和宏） 他にございませんか。9番 坪井 信義君

○9番（坪井 信義） 議案第96条 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、介護職員等特定処遇改善関連予算として2,569,000円の新規計上となっておりますが、色んな職種の方が老健施設には見えるわけですけども、職員の範囲と処遇改善ということですから、何パーセントぐらい改善がされるのか、増額になることの受け止めをしているわけですが、そのことについてお

伺いします。なお、詳細は予算委員会がございますので、概要についての説明で結構です。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古 健司 君

○病院老健事務局長（中世古 健司） お尋ねの介護職員等特定処遇改善の件でございますが、これにつきましては、10月1日の消費税の改正に基づきまして、一部財源を充てて実行されるものでございます。2025年度に介護人口が増えるということと、それを見る介護人材が、そうは増えないというミスマッチがありまして、介護人材の確保という観点から手当の支給ということで国で決定されたことでございます。介護員の対象となる人数でございますが、介護現場で働く職員ということになります。老健の施設では色んな事業所がございまして、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援事業所と施設というのがございまして、そこで対象となる職員が全体で43名が介護の現場でなにかしらの仕事をされている。対象になるのが43名ということで総額ということになりまして、それぞれの職種といたしましては看護師・介護員・介護支援専門員・理学療法士そういった方が対象ということになります。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井 信義君

○9番（坪井 信義） 範囲と対象わかりましたが、43名全体的に見直し、増額となるのはパーセントはほぼ一緒なんですか。職種によって若干、数字が異なるかどうかお聞きします。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古 健司 君

○病院老健事務局長（中世古 健司） 基本的に国の考えは年収が440万円になるように処遇改善を行うということが基本ベースでございますので、それぞれの年収によりまして手当の額も変わるということもございます。併せて資格を持っているもの、例えば介護福祉士、それから勤続10年以上の者につきましては一番主要となる解釈でございますので、そういった方々につきましても、賃金のほうはそれぞれ職種と申しますか、経験年数によって変わるということになります。

○議長（山口 和宏） 他にございませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で、一括上程されました議案第89号ないし議案第97号についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前9時51分休憩）

（総務産業・教育民生・予算決算常任委員会付託表を配布する。）

（午前9時52分再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。

本日、質疑を終了しました議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定についてないし議案第97号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の各議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり、総務産業常任委員会・教育民生常任委員会・予算決算常任委員会に審査付託をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議がなし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第81号 ないし、議案第97号 の各議案につきましては議案付託表のとおり審査付託することに決定しました。

お諮りします。

議案精査のため12月11日から15日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議がなし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、12月11日から15日までの5日間、休会とすることに決定しました。

来る12月16日は、午前9時から本会議を開き、委員長報告、追加議案の上程、討論・採決を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

（午前9時55分散会）